

令和3年度～令和7年度 社会福祉法人楠福社会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	楠福社会							
法人代表者氏名	理事長 長瀬由子							
法人の主たる所在地	名古屋市北区中味鏡2丁目1023番地							
連絡先	052(902)5450							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和3年10月25日							
評議員の承認年月日	令和3年11月17日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (令和2年度末現在)	1年目 (令和3年度末現在)	2年目 (令和4年度末現在)	3年目 (令和5年度末現在)	4年目 (令和6年度末現在)	5年目 (令和7年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	1,000千円	770千円	540千円	310千円	80千円	0		0
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		△230千円	△230千円	△230千円	△230千円	△80千円	△1,000千円	
本計画の対象期間	令和4年1月1日～令和8年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目	職員育成事業	社会福祉	既存	資格取得のための補助	無	80千円
	職員育成事業	社会福祉	新規	資質向上のための研修開催	無	150千円
	小計					
2年目	職員育成事業	社会福祉	既存	資格取得のための補助	無	80千円
	職員育成事業	社会福祉	新規	資質向上のための研修開催	無	150千円
	小計					
3年目	職員育成事業	社会福祉	既存	資格取得のための補助	無	80千円
	職員育成事業	社会福祉	新規	資質向上のための研修開催	無	150千円
	小計					
4年目	職員育成事業	社会福祉	既存	資格取得のための補助	無	80千円
	職員育成事業	社会福祉	新規	資質向上のための研修開催	無	150千円
	小計					
5年目	職員育成事業	社会福祉	既存	資格取得のための補助	無	80千円
	職員育成事業	社会福祉	新規	資質向上のための研修開催	無	150千円
	小計					
合計						1,150千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
①社会福祉事業及び公益事業(小規模事業)	利用者の重度化、高齢化も伴い多様なニーズへの対応が必要であり、内部での研修会の充実及び資格取得と伴う研修会参加を促し、支援技術の維持向上を図る
②地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
	計画の実施期間における事業費合計	230千円	230千円	230千円	230千円	230千円	1,150千円
財源構成	社会福祉充実残額	230千円	230千円	230千円	230千円	80千円	1,000千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益					150千円	150千円
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

### 5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	職員	
想定される対象者	職員全般	
事業の実施地域	あじま作業所	
事業の実施時期	令和4年1月1日～令和8年3月31日	
事業内容	資格取得推奨と専門家講師による内部研修の実施	
事業の実施スケジュール	1年目	資格取得を伴う研修の受講費用を補助するとともに、内部において資質向上を図るための研修会を開催する
	2年目	資格取得を伴う研修の受講費用を補助するとともに、内部において資質向上を図るための研修会を開催する
	3年目	資格取得を伴う研修の受講費用を補助するとともに、内部において資質向上を図るための研修会を開催する
	4年目	資格取得を伴う研修の受講費用を補助するとともに、内部において資質向上を図るための研修会を開催する
	5年目	資格取得を伴う研修の受講費用を補助するとともに、内部において資質向上を図るための研修会を開催する
事業費積算(概算)	資格取得費用補助	40,000円×2名×5か年=400,000円
	研修開催費用	150,000円×5か年=750,000円
	合計	1,150,000円(うち社会福祉充実残額充当額 1,000,000円)
地域協議会等の意見とその反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

### 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--